

墨田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例（案）概要

1 制定理由

児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業（ ）の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

子ども・子育て支援新制度において、「地域子ども・子育て支援事業」として放課後児童健全育成事業を含む13事業を実施することとされたことに伴い、放課後児童健全育成事業の事業者に対し、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、平成26年4月に示された厚生労働省令に定めるとおりとする。

なお、基準の内容については、墨田区子ども・子育て会議（会長：大豆生田玉川大学教育学部教授外27名の委員で構成）での議論を踏まえたものである。

【参考】

放課後児童健全育成事業...小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

3 条例案に対するパブリックコメントの実施

平成26年7月17日（木）から8月11日（月）にかけて、区のホームページ等を使い広く意見募集を行ったところ、本条例案に対して6件のご意見があった。

主なご意見として、「現在の墨田区の職員配置基準を維持して欲しい」「待機児童対策も重要であるが、質も落とさないで欲しい」といった内容となっている。

お寄せいただいた内容に関しては、区の考え方を整理し、公表予定としている。

4 施行期日

墨田区規則で定める日